令和５年11月１日

令和6年2月から選定療養費が変わります。

紹介状なしで受診する場合の定額負担に関する重要なお知らせ

当院はこのたび「紹介受診重点医療機関」に指定されました。

「紹介受診重点医療機関」とは、外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関です。手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。

紹介状なしで受診する場合に保険適用の診療費とは別に、国が定める料金を患者さんにご負担いただくこととなっています。

初診時

紹介状をお持ちでない初診の患者さんから、ご負担いただく金額が変わります。

令和6年1月31日まで
初診時　2,200円（税込）

→

令和6年2月1日から
初診時　**7,700円**（税込）

再診時

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合、ご負担いただく金額が発生します。

令和6年1月31日まで
再診時　負担なし

→

令和6年2月1日から
再診時　**3,300円**（税込）

当院を受診される場合は、
かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願い致します。

令和6年2月1日からの取扱いとさせていただきます。

皆様のご理解をよろしくお願い致します。

＊お問い合わせ先　初診受付

社会福祉法人恩賜財団済生会
石川県済生会金沢病院
SAISEIKAI KANAZAWA HOSPITAL

初診及び再診時にかかる「選定療養費」Q&A

Q 1. 紹介受診重点医療機関における選定療養費とは？

A 外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことが重要です。このため、国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、一定規模以上の対象となる病院においては、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。

Q 2. 初診とはどういった場合のことをいいますか？

A 「初診」とは、次の場合をいいます。

- 当院を初めて受診する場合
- 以前当院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後（終診）に再び来院した場合
- 前回、患者さんが任意に診療を中止して改めて受診する場合

Q 3. 選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A 初診時選定療養費は、他の医療機関から紹介状なしで受診された初診の方が対象となりますが、厚生労働省の定めにより対象外（Q5参照）となる場合があります。
再診時選定療養費は、当院の医師が他の病院（200床未満）・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度当院の診療科を受診した場合に対象となります。

Q 4. 再診時選定療養費は毎回支払わなければならないのでしょうか？

A 再度当院の診療科を受診した場合には、その都度ご負担いただくこととなります。

Q 5. 選定療養費はどのような場合が対象外となりますか？

A

初診再診共通

- 他の医療機関からの紹介状を持参された方
- 救急車で搬送され当院を受診された方
- 各種公費負担者制度＊の受給者である方
- 無料低額診療事業の対象の方
- 休日、夜間に救急外来を受診された方
- 外来受診後そのまま入院となった方
- 労働災害、公務災害、治験、自費診療で受診された方
- 災害により被害を受けて受診された方

初　診

- 現在診療中の診療科から他科に受診された方
- 特定健康診査・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方

＊公費負担者制度の受給者である方のうち、「小児医療助成制度」「ひとり親家庭等医療助成制度」は選定療養費の対象となります。
＊公費負担者制度の受給者である方のうち、受給対象となる疾患が決まっている場合は、それ以外の疾患について受診される際には選定療養費の対象となります。